

扶桑町議会議案第 16 号

扶桑町職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を改正する条例について

扶桑町職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武

提案理由

職員の派遣先団体として、愛知県尾張水害予防組合を追加したいので提案します。

扶桑町職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を改正する条例

扶桑町職員の公益的法人等への派遣に関する条例（平成14年扶桑町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(5) 愛知県尾張水害予防組合

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

扶桑町職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(職員の派遣) 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 愛知県尾張水害予防組合</u> 2 (略)	(職員の派遣) 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。 (1)～(4) (略) 2 (略)